

まちづくり条例を制定しました

開発指導部分は令和9年1月1日から施行します

条例の概要（開発指導部分）

①大規模土地取引行為の届出

対象 5,000 m²以上の土地取引行為



契約の3ヵ月前までに「大規模土地取引届出書（第8号様式）」を提出する必要があります。

※「国土利用計画法」や「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づく届出等とは別の手続きになるので、別途、国土法や公有地法の届出等が必要となる場合があります。

②大規模開発事業に係る土地利用構想の提出

対象 10,000 m²以上若しくは100戸以上の開発事業



事業計画の変更が可能な時期までに「土地利用構想届出書（第9号様式）」を提出する必要があります。

土地利用構想の届出後は、

事業者による説明会の開催 → 市民からの意見書提出
→ 事業者からの見解書提出 → まちづくり審査会での審議

このような流れで進みます。



まちづくり審査会の審議後、通常の開発事業の同意・協議申請へ続きます。

③宅地開発指導要綱の条例化

審査内容や手続きの流れについては、基本的に旧昭島市宅地開発等指導要綱を踏襲しています。

※様式などが条例化に伴い、新しくなります

詳しくはHPをご覧ください。（手引き等は順次更新します。）

市公式HP (<https://www.city.akishima.lg.jp/>)

→ まちづくり・環境 → 都市計画 → まちづくり条例